



# 消防本部違反是正特別支援員制度の発足

## 宮城県 仙南地域広域行政事務組合消防本部

事例類型 II 高度化・専門化、V 人材育成

取組期間 令和2年4月から



### 背景

平成28年5月に開催された全国消防長会予防委員会において、「違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化」について要望がなされたことを踏まえ、都道府県違反是正支援アドバイザー（以下「都道府県アドバイザー」という。）または全国違反是正支援アドバイザーを各都道府県に配置することとなった。当消防本部においては、平成29年度から宮城県の都道府県アドバイザー本部となり、各地域の消防本部への支援を行っている。

都道府県アドバイザーについては、宮城県総務部消防課からの推薦により、総務省消防庁から委嘱されているものであり、都道府県アドバイザーとなっている職員は、宮城県内のみならず、東北各地、全国の消防本部から、違反処理についての意見や見解を求められている。その意見や見解については、経験があつて初めて説得力を有するものとなる。

都道府県アドバイザーの活動としては、当消防本部内で、都道府県アドバイザーが中心となって違反処理を行ったり、違反処理の方向性を決定するための署内での検討会で意見を伝えたり、他消防本部へ講師として派遣しているところだが、「具体的な方策の助言」など違反是正支援アドバイザーの本来の趣旨を達成するためには、今後、さらなる能力向上を図る必要がある。

また、新たな職員が都道府県アドバイザーとなった場合、当消防本部では、違反処理の実績としては消防法第17条の4の命令が主であり、消防法第5条関係や告発、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求に関する助言等を求められたときに、違反是正支援アドバイザーとしての的確な助言ができるのか不安であるとの声があつた。

仮にそれまで違反処理等の業務に従事していたとしても、他の消防本部にアドバイスすることに対する経験が少ないことから、精神的負担が増加すると思慮され、都道府県アドバイザーへの意欲や意思はあつても、経験不足、知識不足が都道府県アドバイザー育成を阻害する状態となつていた。

現在の当消防本部における予防業務体制のように、自署のみの違反処理事案だけでは、年間処理件数も少なく、経験不足や知識不足を解消することはできない。

そのような経験や知識不足を解消するため、違反是正特別支援員（以下「特別支援員」という。）制度を創設し、自署のみならず、9つの署所間の垣根を越えて、特別支援員を様々な違反処理案件や特別査察に積極的に派遣し、違反処理の経験を積ませることにより、経験や知識不足の解消に努めている。

また、定期的に特別支援員会議や研修を開催することにより、違反処理において困難であつた事案の共有、奏功や失敗事例など、より深い知識や技術を身に付ける環境にしている。

特別支援員を都道府県アドバイザーの予備軍として位置付けし、現在の都道府県アドバイザーから助言や指導を受けながら、数年間、都道府県アドバイザーとなる前に準備期間を設けることにより、知識や経験不足への不安を解消させ、今後の都道府県アドバイザーの養成が円滑なものとなることだろう。

さらには、そのような特別支援員経験者が各署所に増加することにより、当消防本部としての違反処理の基礎、土台が固まり、現代から未来への「知識、技術の伝承」となつて当消防本部の組織の底上げとなると考えている。そのような期待を胸に、この制度を発足させた。

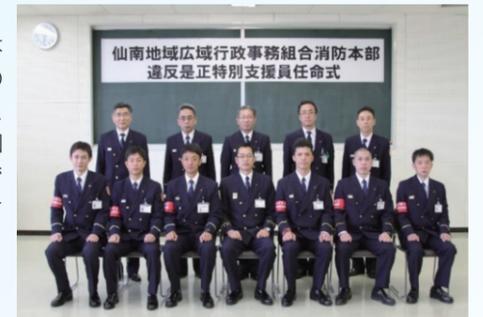
### 内容

仙南地域広域行政事務組合消防本部違反是正特別支援員制度要綱を令和2年3月17日に公布し、令和2年4月1日に施行した。令和2年4月14日には任命式を行い、各署長から推薦された職員6名（消防司令補3名、消防士長3名（内救助隊3名））を、初代「違

反是正特別支援員」として任命した。

全国の消防本部では、「特別査察隊」のように、その分野に特化した職員を設置しているところはあるが、特別査察隊等は、その査察隊が主体となって違反処理を実施する。

その一方で、当消防本部においては、予防業務専従員という職員は配置しておらず、災害活動はもちろんのこと、救助業務、救急業務等を兼務しながら、隔日勤務で予防業務を遂行している。そのため、都道府県アドバイザーや消防本部予防課による専断的な違反処理ではなく、「誰でもできる」違反処理体制の構築を目指している。「特別支援員」は、管轄署所を違反処理の主体とすることを崩さず、それを支援（研修）しながら、違反是正アドバイザーとしての知識、技術を向上させていき、自署管内の職員にアウトプットしていくものである。このような制度については、全国でもあまり聞いたことはなく、まさに「仙南スタイル」と呼べるものだろう。



### 成果

発足してから1年経ったが、都道府県アドバイザーや違反是正支援員を中心に、活発な意見のぶつけ合い、『闘論』をしている。

これまで指導が停滞していた事案についても、各署所に特別支援員を派遣し、討論することにより、議論が活性化し、その署所では見つけられなかった是正の糸口や解決策が見出され、特別支援員制度発足から、すでに5件の事案について「違反の是正」という結果に結び付いている。



政令指定都市や中規模消防本部においては、違反処理は継続的に行われていることだろう。しかし、当消防本部にとっては、各署所に日勤者もおらず、専門性もない中、また、他業務との兼ね合いで限られた時間の中で、高度な法律知識を必要とする違反処理業務を継続させるというのは、決して容易なことではない。

そのような中で、当消防本部の違反処理体制が「当たり前」になったのは、階級を問わず、予防係全員で、その違反処理案件ごとに、みんなで考え、討論し、意見を出し合うことにある。消防本部予防課や都道府県アドバイザー主体のトップダウンでは、職員は人任せになり、成長が阻害される。当消防本部の予防力、違反処理力が強化された要因は「組織全体で考える」という環境変化にあると確信している。

「階級の垣根を越えて、意志や意見が飛び交い、反映される気風」。組織は「人」が育たなければ発展、成長はない。この特別支援員制度を活用し、人を「育てる」のではなく、人が「育つ」職場を作り、「違反の是正」を組織に根付かせていく。

### 特記事項

- 総務省消防庁刊行「消防の動き」令和2年10月号に「先進事例紹介」として掲載。
- 一般財団法人全国消防協会編集冊子「ほのお」令和2年8月号に掲載。
- 近代消防社編集の「近代消防」令和2年7月号に掲載。



### 選考委員のコメント

予防業務専従員がいない中小規模消防本部であっても、階級や署所間の垣根を越えて違反処理の経験・知識を蓄積し、都道府県アドバイザーとして活躍する取組は素晴らしく、他の消防本部にとっても参考になると思われる。